香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程をここに公布する。

令和2年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第6号

香川県広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号。以下「給与規程」という。)第9条第4項の規定に基づき、扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(扶養親族に係る届出)

- 第2条 給与規程第9条第1項の届出は、扶養親族届(別記様式)によるものとする。
- 第3条 企業長が職員から前条の届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族が条例に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。

(扶養親族として認定することができない者)

- 第4条 企業長は、次に掲げる者を扶養親族として認定することができない。
 - (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受ける対象となっている者
 - (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
 - (3) 重度心身障害者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

(共同して扶養する場合の認定)

第5条 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

(証拠書類の提出)

第6条 企業長は、前3条の認定を行うに当たって必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給方法)

第7条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに当該扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その

日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(返環)

第8条 企業長は、職員が虚偽の届出又は届出の遅延により不当の扶養手当の支給を受けていることを発見したときは、直ちにこれを返還させなければならない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

扶 養 親 族 届

所長	長等印]																					
		香	川県広域	水道企業団企	業長	殿																	
		香	川県広域	水道企業団職	員の給与	よに関する	規程第9	条第1	項の規定	どに基っ	づき届け	·出ます。									年	月	日受理
		証明		通添付			, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	,,,,,,			年			提出									
主た	る届出	事由				所属コード																	
	1 扶着	養親族の	発生又は	増加	所	所属																	
□ 2 扶養親族の減少又は消滅				職氏名																			
															744	X	н	.,					
			今	回 届	出	に係	る	扶	養	親	族					配		偶		1	者		人
氏	名	続 柄	年 齢	生年月日	同居 別居	の別	年 収	額	異動 年	月日	異	動	理	由	扶								
					2370											22歳に達っ 子	する日以	3月31日	31日までの間にある			人	
															養	22歳に達っ	する日以	後の最初の	3月31日	までの	間にある		
															親	孫							人
																	する日以	後の最初の	3月31日	までの間	見にある		人
															族	弟妹							
現在手当支給の対象となっている親族															数	60歳以上の父母・祖父母							人
氏	名	続柄 年 齢 生年月日			×117	〔記入上の注意〕 1 「主たる届出事由」欄には、主な届出の事由によって該当の□欄に								欄に	200	重度心身隨害者						人	
					い印	レ印を付する。																	
						2 「年収額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の 所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。										加算対象となる子の数							人
				3	3 「異動理由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等								職等	異重	加日付(支給の 年					月		月	
					_	具体的理 「職員であ		, - 0	手当受約		欄には	. 職員~	であろ	配偶		用、終期等)							
職	員である	5配偶者	の扶養手	当受給状況	者が	扶養手当	を受給し	ている	場合にそ	の状況	兄を記入	する。				上記のとおり認定する。							
所属名 氏名						が付する証 扶養証明																	
現在手当支給の対象となっている親族					び様	(式を指定)	すること;	ができ	る。														
氏	名	続 柄	年 齢	生年月日		と理年月日 こ名の記載							できる	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
					1																		
															裁								
															230								
					1																		